

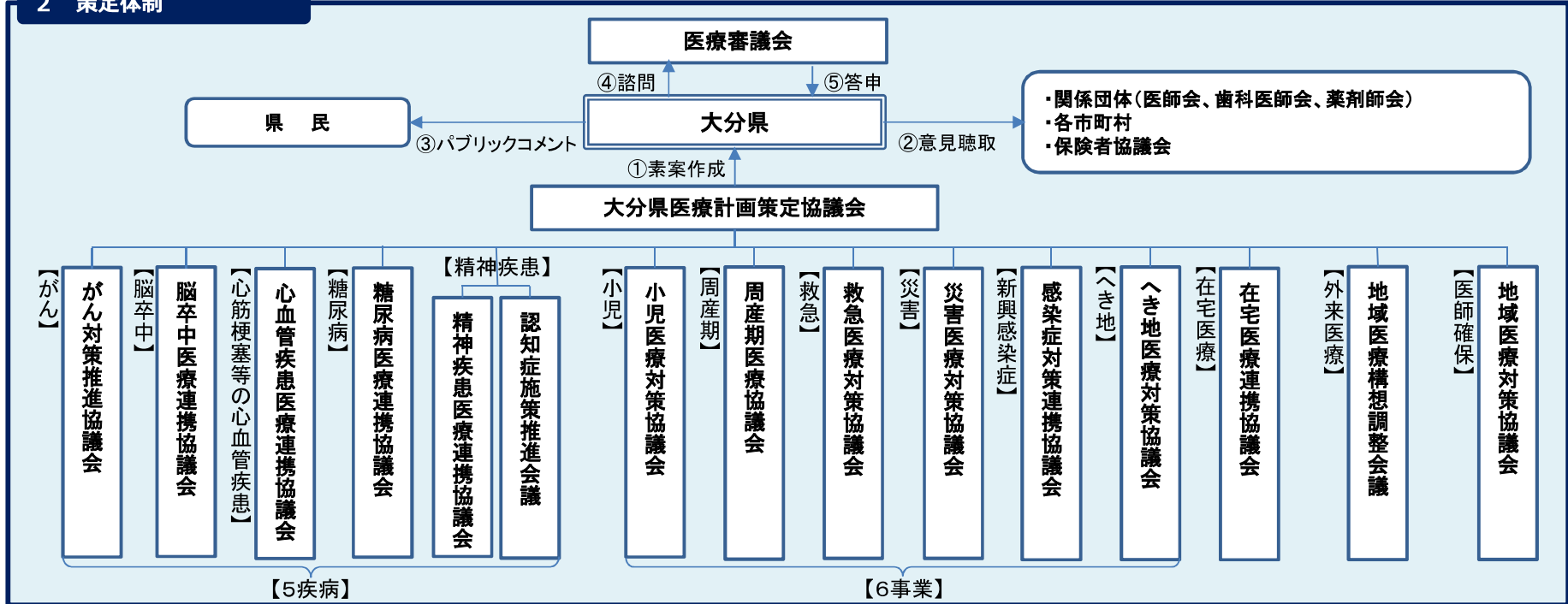
第8次医療計画の概要について

大分県医療計画（第8次：令和6～11年度）について

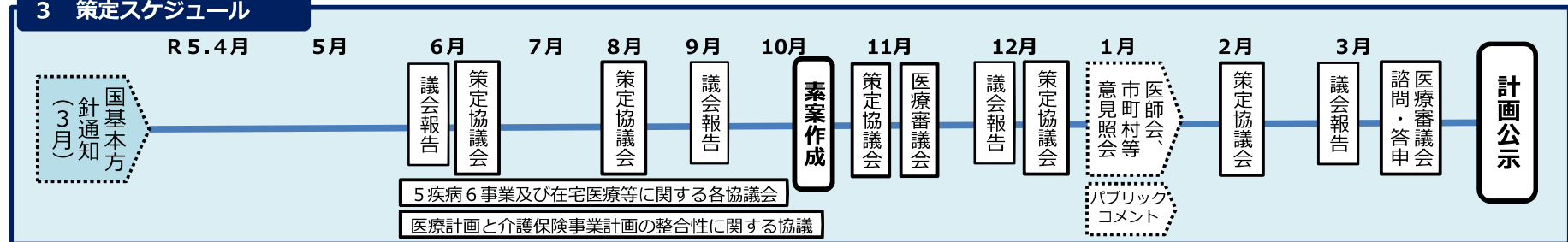
1 計画の趣旨等

- (1)趣旨: 質の高い、かつ効率的な医療提供体制を整備するために策定 (2)根拠: 医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第1項に基づく医療計画
 (3)期間: 令和6年度から令和11年度までの6年間 (3年間で中間見直しを実施)

2 策定体制



3 策定スケジュール



4 医療圏の設定

- 一次医療圏: 日常の健康管理や一般的な疾病に対応(市町村を単位)
- 二次医療圏: 一般的な入院医療需要に対応(市町村区域を越えた広域的な単位)、医療需要や地理的条件などを勘案し、現行どおり6医療圏(東部・中部・南部・豊肥・西部・北部)とする
- 三次医療圏: 高度・専門的な診断や治療が必要な医療需要に対応(県全域を単位)

「大分県医療計画（第8次）」（素案）の概要

1 計画の趣旨

(1) 計画の趣旨

人口の急速な高齢化や医療ニーズの変化など、時代の要請に的確に対応し、本県の実情に即した、質の高い、かつ効率的な医療提供体制の整備を図る

(2) 計画の位置づけ

- 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に基づく医療計画
- 大分県における医療諸施策の基本方針 等

(3) 計画期間

令和6年度から令和11年度までの6年間（在宅医療等については3年間で中間見直しを実施）

2 大分県の現状

(1) 人口

- 本県の人口は令和4年10月1日現在、1,106,301人で、昭和60年と比べると、143,913人、率にして11.5%減少しています。
- 年齢別に見ると、15歳未満の人口は130,961人で昭和60年と比べて約半分、65歳以上の人口は375,373人で昭和60年の2倍以上となっており、少子高齢化が進んでいます。
- 現在65歳以上の高齢化率は33.9%ですが、国立社会保障・人口問題研究所によると、令和27年には39.3%と、さらに高齢化が進むことが推計されています。

(2) 人口動態

- 令和4年の本県の出生数は6,798人、死亡数は16,266人となっています。
- 死亡者を死因別に見ると、悪性新生物が22.6%と最も高く次いで心疾患14.4%、老衰10.1%、脳血管疾患7.2%などとなっています。

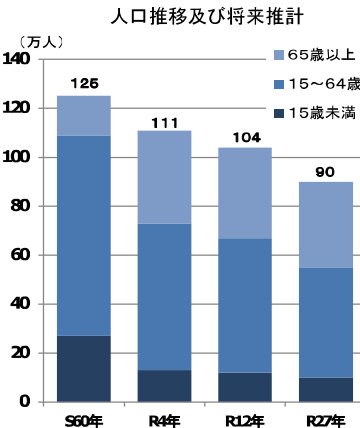
(3) 医療施設数

○本県の令和4年10月1日現在の医療施設数は右表のとおりです。

	病院	一般診療所	歯科診療所
施設数	151	962	524
病床数	19,458	3,445	0

(4) 県民の受療の状況

- 厚生労働省の令和2年患者調査によると、県全体の受療率（人口10万人あたり）は6,584人/日で、入院・外来別にみると、入院で1,481人/日、外来で5,103人/日となっています。
- また、疾患大分類に受療率を見ると、入院では「精神及び行動の障害」が最も多く、次いで「循環器系の疾患」、「損傷、中毒及びその他の外因の影響」となっています。外来では「循環器系の疾患」が最も多く、次いで「消化器系の疾患」となっています。
- 入院患者の他圏域への流出率（自身の住所地（圏域）以外の医療機関で入院している人の割合）は、東部圏域9.2%、中部圏域6.8%、南部圏域20.4%、豊肥圏域37.3%、西部圏域36.7%、北部圏域27.6%となっています。



3 医療圏と基準病床数

(1) 医療圏の設定

医療圏は、県民に適切な医療サービスを効率的に提供するため、地域的単位として段階的に設定するものです。本県では以下のとおり設定しています。

- 一次医療圏：日常の健康相談や健康管理等の保健サービスの需要及び一般的な疾病の診断・治療の医療需要に対応するために設定する区域で、原則として市町村を単位としています。
- 二次医療圏：一般的な入院医療需要に対応し、保健・医療・福祉の連携した総合的な取組を行うために市町村区域を越えて設定する区域で、以下のとおり設定しています。

二次医療圏名	構成市町村
東部医療圏	別府市、杵築市、国東市、姫島村、日出町
中部医療圏	大分市、臼杵市、津久見市、由布市
南部医療圏	佐伯市
豊肥医療圏	竹田市、豊後大野市
西部医療圏	日田市、九重町、玖珠町
北部医療圏	中津市、豊後高田市、宇佐市



- 三次医療圏：高度・専門的な診断・治療を必要とする医療需要に対応するために設定する区域で、県全域を単位としています。

(2) 基準病床数

○病床の種別ごとに医療法第30条の4第2項及び医療法施行規則第30条の30に基づいて、次のとおり算定します。既存病床数が基準病床数を上回る地域では、開設・増床を許可しないことができるなどとされています。また、既存病床数が基準病床数を下回る地域であっても、許可病床数が既に将来の病床の必要量に達している場合には、開設・増床を許可しないことができるなどとされています。

病床種別	設定単位	基準病床数	既存病床数 (R5.10.1現在)	許可病床数 (R5.10.1現在)	2025年必要病床数 (地域医療構想)
療養病床及び一般病床	東部医療圏	2,852	3,632	4,182	3,277
	中部医療圏	6,953	6,733	7,774	7,338
	南部医療圏	823	1,000	1,122	940
	豊肥医療圏	616	669	797	608
	西部医療圏	910	1,045	1,250	810
	北部医療圏	1,545	2,053	2,358	1,676
	計	13,699	15,132	17,483	14,649
精神病床	県全域	4,114	5,274		
結核病床	県全域	17	12		
感染症病床	県全域	40	40		

*療養病床及び一般病床の既存病床数については、法令に基づき、特定の患者が利用する職域病院等の病床や平成19年1月1日以前に許可を受けた診療所の一般病床は含めないこととされています。

4 安心して質の高い医療サービスの提供

(1) 5疾病6事業及び在宅医療

国が定める、生活習慣病や特に広範かつ継続的な医療の提供が必要な5疾病と地域医療の確保に必要な6事業及び在宅医療を医療計画の主要事業としています。

5 疾病

① がん医療 誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての県民とがんの克服を目指す

- 主な取組
- 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実
 - 患者本位で持続可能ながん医療の提供
 - がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

② 脳卒中医療 ③ 心筋梗塞等の心血管疾患医療

急性期から回復期、維持期の切れ目のない医療提供体制の整備

- 主な取組
- 生活習慣改善による発症予防の取組
 - 適切なリハビリの実施やかかりつけ医との連携による一貫した医療提供体制の構築
 - 循環器病における救急搬送体制の整備

④ 糖尿病医療 予防と早期治療、日常生活管理及び治療体制の整備

- 主な取組
- 働き盛り世代や健康無関心層への生活習慣改善に関する普及啓発など発症予防の取組を推進
 - 専門医とかかりつけ医など医療機関相互の連携の促進

⑤ 精神疾患医療(認知症含む) 多様な精神疾患に対応し、地域で安心して暮らせる体制の整備

- 主な取組
- 早期受診の環境づくりと退院支援の充実による早期退院の促進
 - 発症・進行・再発予防の各段階に応じた取組や普及啓発による依存症対策の推進
 - 認知症のサービス提供体制及び相談体制の整備

6 事業

① 小児医療 家族への支援体制や地域小児医療の確保

- 主な取組
- #8000(こども医療電話相談事業)の推進
 - 医療的ケア児への支援体制の整備
 - かかりつけ医の普及啓発や勤務環境改善等による小児科医師の働き方改革の推進

② 周産期医療 妊娠、出産から新生児に至る周産期医療の安全性の確保

- 主な取組
- 周産期医療圏の見直し
 - 周産期医療ネットワークの強化
 - 周産期メンタルヘルスケア体制の充実

③ 救急医療 迅速な救命処置を行う体制の整備

- 主な取組
- メディカルコントロール体制など病院前救護体制の充実強化
 - 初期、二次、三次救急医療体制の充実
 - 新興感染症発生・まん延時における持続可能な救急医療体制の検討

④ 災害医療 災害時に必要な医療救護体制の整備

- 主な取組
- 地域における災害医療コーディネーターを中心とした多職種連携の推進
 - 災害派遣医療チームの新興感染症発生・まん延時における派遣体制の確立
 - 豪雨災害に備えた医療機関の止水・浸水対策の強化

⑤ 新興感染症医療 新興感染症発生・まん延時に必要な医療提供体制の整備

- 主な取組
- 新興感染症のフェーズに応じた医療体制の確保、役割分担の明確化
 - 新興感染症の発生時に入院や外来医療等を担う協定指定医療機関等の整備
 - 感染症対策連携協議会を活用した平時からの情報共有や連携の促進

⑥ へき地医療 どこに住んでいても医療サービスを受けられる体制の整備

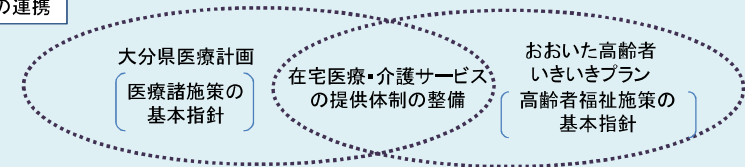
- 主な取組
- へき地診療所及びへき地医療拠点病院に対する支援
 - 医師の確保・育成
(自治医科大学卒業医師の派遣や大分大学医学部地域卒卒業医師の配置等)
 - オンライン診療等の遠隔医療の活用

在宅医療

在宅医療 自宅等住み慣れた環境で療養が可能となるよう適切な医療提供体制の整備

- 主な取組
- 退院から日常の療養管理、急変時対応、看取りまで一貫した在宅医療提供体制の推進(連携拠点及び積極的役割を担う医療機関の位置づけ)
 - 医療と介護の連携体制の強化
 - 在宅医療従事者の人材育成・資質向上
 - 在宅医療や人生会議の普及啓発の推進

医療と介護の連携



(2) その他医療提供体制の確保

5疾病6事業及び在宅医療以外の医療提供体制の構築に向けた主な取組

①障がい保健対策

- [発達障害] ○5歳児健診や発達相談会への専門医派遣、発達障害に対応可能な医療機関の増加
- [高次脳機能障害] ○正しい理解を広めるため研修会の開催やリーフレットの作成等の啓発推進
 - 医療機関スタッフ等の人材育成に向けた研修会の開催
- [医療的ケア児] ○医療的ケア児支援センターによる相談、情報提供、助言等の支援
 - 保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携促進

②結核・感染症対策

- [結核] ○既設のモデル病床等の効果的運用、DOTS(直接服薬確認法)の推進
 - 医療従事者向け研修や技術支援等による標準治療法の普及・徹底
- [エイズ] ○保健所における検査体制の充実、青少年層への予防教育の推進
- [肝炎] ○検査の推進による早期発見・早期治療の促進、相談の受付や知識の普及
- [その他の感染症] ○各種感染症に対するまん延防止や予防接種などの対策の実施
 - AMR(薬剤耐性)対策の推進、ダニ・蚊媒介感染症対策の推進

③臓器等移植対策

- 臓器提供に関する意思表示の啓発、コーディネーター活動支援等による移植体制の充実強化
- ドナー登録者拡大のための市町村への助成制度の周知

④難病・原爆被爆者対策

- 難病・難病患者の医療費負担軽減、難病患者地域支援ネットワーク事業の推進
- 原爆被爆者・被爆者健康診断の推進、医療給付・各種手当ての支給

⑤アレルギー疾患対策

- 地域におけるアレルギー疾患対策の検討
- アレルギー疾患に関する啓発・情報提供

⑥【新】慢性閉塞性肺疾患(COPD)対策

- 普及啓発、認知度の向上
- 禁煙支援

⑦【新】慢性腎臓病(CKD)対策

- 糖尿病性腎症重症化予防プログラムの推進
- CKDの概念、予防に対する普及啓発

⑧今後高齢化に伴い増加する疾患等対策

- [誤嚥性肺炎] ○口腔管理の普及推進や嚥下障害防止のためのリハビリ提供体制づくりの支援
- [大腿骨頸部骨折] ○骨粗鬆症予防のための高齢者の食環境の支援、
 - 手術後の適切なリハビリ提供のための体制づくり支援
- [ロコモティブシンドローム] ○健康教室や研修会等を通じた認知度の向上、介護予防体操の普及
 - リハビリ専門職による介護予防の取組の推進

⑨歯科保健医療対策

- こどものむし歯予防や高齢者の口腔管理など各ライフステージに応じた歯科保健対策
- 障がい児等に対する歯科健診や歯科診療体制の充実(高次歯科医療機関の充実)

⑩リハビリテーション対策

- 地域リハビリテーション支援センターを中心とした高齢者や障がい者への支援体制の整備促進

⑪血液の確保・適正使用対策

- 各種広報媒体を活用した広報活動の実施
- 若年層を対象とした啓発事業の実施

5 外来医療に係る医療提供体制の確保(外来医療計画)

主な取組

- 不足する外来医療機能等の情報提供による外来医療の偏在是正
- 紹介受診重点医療機関とかかりつけ医機能を担う医療機関の機能明確化と連携
- 医療機器を効率的に活用するための共同利用の推進

6 医師の確保(医師確保計画)

主な取組

- 自治医科大学及び大分大学医学部地域枠制度による地域医療を担う医師の養成
- 臨床研修医や小児科・産婦人科医師の確保
- 医師の働き方改革の推進
- 女性医師の支援(出産・育児等による復職や両立支援)

7 医療従事者(医師を除く)の確保

(1)歯科医師

- 周術期の口腔管理に関する研修促進
- がん患者に対する口腔管理など医科歯科連携の推進

(2)薬剤師

- 薬局・医療機関における薬剤師確保の促進による地域偏在の解消
- かかりつけ薬剤師・薬局が活躍する地域連携薬局の推進

(3)看護職員

- 看護師養成所に対する運営費助成、修学資金の貸付による県内就職の促進
- 訪問看護師の養成や退職後の看護師(プラチナナース)の活用による在宅分野での人材確保
- 特定行為研修修了者等専門性の高い看護師の養成を推進

8 健康危機管理体制の構築

(1)健康危機管理体制

- 健康危機管理に関する基本指針や手引き書の作成、研修会の実施など健康危機発生に対する平時の準備
- 各保健所におけるシミュレーションの実施や災害時対応マニュアルの更新など保健所の体制整備
- 災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の体制強化
- 新型インフルエンザ等対策に係る危機管理体制及び医療提供体制の確保

(2)医薬品等の安全対策

- 薬局や医薬品卸売販売業等を対象とした監視指導等による医薬品の安全性の確保
- 薬物乱用防止のための若年層への啓発

9 計画の策定・推進体制

5疾病6事業及び在宅医療、外来医療、医師確保の分野ごとに設置した協議会で目標の達成状況等を評価し、医療計画策定協議会や医療審議会で全体のとりまとめを行います。

医療審議会

医療計画策定協議会

5疾病6事業及び在宅医療、
外来医療、医師確保各協議会